アイヌ農林漁業対策事業（拡充）

【平成21年度予算額：367,830（379,206）千円】

対策のポイント

北海道が実施する「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策（第２次）」を支援するために政府一体となって推進する「北海道アイヌ生活向上関連施策」の一環として、アイヌ農林漁家の所得及び生活水準の向上を図るために必要な生産基盤の整備や施設整備を支援します。

（北海道アイヌ生活向上関連施策とは）

・「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」における衆参両院附帯決議に基づき、アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策に取り組む北海道を支援するため、関係７省（総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省）が連携して取り組む施策をいいます。

・農林水産省が実施するアイヌ農林漁家への支援のほか、文部科学省によるアイヌ子弟に対する奨学金などの教育支援、厚生労働省による職業訓練などの就職支援、国土交通省による住宅確保の支援などが実施されています。

政策目標

全ての事業実施地区において５年度目に目標所得を達成

＜内容＞

○　農林業生産基盤及び農林漁業経営近代化施設の整備

アイヌ農林漁家の所得及び生活水準の向上を図るため、経営の改善に必要な施設・機械等を整備します。

平成２１年度からは、事業効果の増進を図るため、アイヌ農林漁家の実態を踏まえた採択要件の見直しを行います。

【補助率：２／３以内】

【事業実施主体：市町村、土地改良区、農業協同組合、森林組合、生産森林組合、漁業協同組合、農林漁業者の組織する団体等】

【事業実施期間：昭和５１年度～平成２７年度】

［担当課：経営局構造改善課（０３－３５０２－６４４４（直））］